

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和6年度データ要件標準対応業務（移行要件定義等・基幹系）
発 注 課	システム管理課
選 定 事 業 者	札幌総合情報センター株式会社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
本業務は、本市基幹系情報システムの自治体システム標準化（以下、「標準化」という。）に向けて、令和7年度に向けて実施するデータ要件・連携要件の標準仕様への適合作業のうち、システムの切替に関する作業や、切替後のシステムで必要となる運用・保守作業の設計等を行う業務である。 札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という。）は、令和6年4月より本市と締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」（以下、「ソフトウェア利用契約」）に基づき、国から示された期限までに自治体システム標準化の対応を完了させるべく、システム開発プロジェクトの実施と一体的なマネジメントを行っている。 本業務は、ソフトウェア利用契約に基づいて実施されているシステム開発プロジェクトと並行して実施することから、当該システム開発プロジェクトとの作業調整が必要になり、作業の進捗状況や成果物内容を踏まえて、作業実施期間の調整、作業範囲の調整、作業優先度の調整といった、本業務とシステム開発プロジェクトの双方に対する、一体的なプロジェクトマネジメントを実施する必要がある、本業務に対する作業優先度の調整が発生することも見込まれる。 本業務をSNET以外に委託した場合、その事業者に対してSNETのマネジメントが困難な状況となり、システム開発プロジェクトとの間での、作業優先度の調整が困難になること、制度改正等による改修業務との間での、想定していないマージ作業及び付随作業などが突発的に発生することで、一体的なプロジェクトマネジメントが不可能になり、国から示された期限までに自治体システム標準化に対応することが困難となる。 よって、定められた期限までの自治体システム標準化への対応、本業務の遂行を共に実現させるには、一体的なマネジメントを可能とする「ソフトウェア利用契約」を締結したSNET以外にない。	
根拠法令	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号